

川越市退職校長会会則

- 第1条 本会は、川越市退職校長会と称し、事務所を会長指定の場所に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域の教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的達成するため、次の事業を行う。
- 1 会員相互の親睦と研修
 - 2 県及び入間地区退職校長会の事業への参加
 - 3 その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第4条 本会は川越市内に在住する退職校長をもって組織する。
ただし、川越市外に在住する者でも、市内に在職した退職校長については、希望により入会することができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
会長1名・副会長若干名・理事若干名・監事2名・幹事若干名
- 第6条 会長、副会長、監事は理事会で選出し、総会の承認を経るものとする。
理事は、地域別に会員の中から選出する。
幹事は、会長が委嘱する。
- 第7条 役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
理事は、理事会を組織し、本会の運営・会務処理にあたる。
監事は、会計事務を監査する。
幹事は、庶務・会計の事務を処理する。
- 第9条 本会の会議は、次のとおりとする。
- 1 総会
 - 2 理事会
 - 3 本部会
- 総会は、年1回会長が招集する。必要により臨時総会を開くことができる。
理事会は、本部役員及び理事で構成し、会長が必要と認めたととき開く。
本部会は、会長・副会長・幹事で構成し、理事会へ提出する原案の作成、理事会において付託された事項の処理及び緊急事項の執行に当たる。
会議は、会長が招集し、総会を除き、その議長となる。
- 第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 第11条 会員の慶弔については、別に定める。
- 第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第13条 本会の会費は、年額1,000円とする。ただし、当該年度88歳以上になる会員は、班会費(1,000円)を免除する。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 附則 本会則は、平成4年4月1日より施行する。
- 附則 この改正会則は、平成14年4月25日から施行する。
- 附則 この改正会則は、平成15年4月30日から施行する。
- 附則 この改正会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この改正会則は、平成25年4月1日から施行する。